

# さいたま市告示一覧

（ 令和3年5月1日から  
同月15日まで ）

## 【目次】

- |       |  |                        |
|-------|--|------------------------|
| 第780号 | 農用地利用集積計画を定めた件   | 【経済局農業政策部農業政策課】        |
| 第781号 | 下水道排水設備指定工事店の指定  | 【建設局下水道部下水道維持管理課】      |
| 第782号 | 認可地縁団体の告示事項の変更の届出  | 【緑区役所区民生活部コミュニティ課】     |
| 第783号 | 道路の区域の変更   | 【建設局土木部土木総務課】          |
| 第784号 | 道路の供用の開始   | 【建設局土木部土木総務課】          |
| 第785号 | 第1号事業者の指定  | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】      |
| 第786号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定   | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】      |
| 第787号 | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出 | 【保健福祉局福祉部生活福祉課】        |
| 第788号 | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定    | 【保健福祉局福祉部生活福祉課】        |
| 第789号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請   | 【経済局商工観光部経済政策課】        |
| 第790号 | 認可地縁団体の告示事項の変更の届出  | 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】    |
| 第791号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定  | 【建設局北部建設事務所建築指導課】      |
| 第792号 | 市が実施する一般競争入札   | 【環境局環境共生部環境創造政策課】      |
| 第793号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請   | 【都市局都心整備部東日本交流拠点整備課】   |
| 第794号 | 動物の収容  | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第795号 | 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出があった件  | 【都市局まちづくり推進部市街地整備課】    |
| 第796号 | 個人情報取扱事務に係る届出  | 【総務局総務部行政透明推進課】        |

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

第797号	公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請	【総務局危機管理部防災課】
第798号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【岩槻区役所区民生活部コミュニティ課】
第799号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部健康教育課】
第800号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第801号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第802号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第803号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第804号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】
第805号	さいたま市敬老マッサージ・はり・きゅう施術料補助要綱の一部を改正する告示	【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】
第806号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第807号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【西区役所区民生活部コミュニティ課】
第808号	市が実施する一般競争入札	【市長公室シティセールス推進課】
第809号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第810号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第811号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部指導1課】
第812号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第813号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第814号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第815号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第816号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第817号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

- |       |                                  |                              |
|-------|----------------------------------|------------------------------|
| 第818号 | 市が実施する一般競争入札                     | 【財政局契約管理部調達課】                |
| 第819号 | 市が実施する一般競争入札                     | 【財政局契約管理部調達課】                |
| 第820号 | 市が実施する一般競争入札                     | 【財政局契約管理部調達課】                |
| 第821号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達                 | 【財政局北部市税事務所納税課】              |
| 第822号 | 動物の収容                            | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】       |
| 第823号 | 道路の指定の廃止                         | 【建設局南部建設事務所建築指導課】            |
| 第824号 | 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認    | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】           |
| 第825号 | 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退 | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】           |
| 第826号 | 開発行為に関する工事の完了                    | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】       |
| 第827号 | 放置自転車等の撤去及び保管                    | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |
| 第828号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の指定           | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第829号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出           | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第830号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出           | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第831号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の新規の指定        | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第832号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の変更の届出        | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第833号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の辞退の届出        | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |
| 第834号 | 指定自立支援医療機関（育成・更生）の変更の届出          | 【保健福祉局福祉部障害支援課】              |

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

**さいたま市告示第780号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

## さいたま市告示第781号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第951号	小林工業	川口市芝西2丁目30番13号	小林 誉史

### 2 指定基準

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 埼玉県内に営業所があること。
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
  - 工事業者（法人にあつては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 工事業者（法人にあつては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - 工事業者（法人にあつては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間 令和3年5月1日から令和6年3月31日まで

### 5 連絡先

- 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- 電話 048（829）1559

さいたま市告示第782号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 馬場自治会

2 変更した事項

(1) 規約に定める目的

この会は、自治協力精神を基礎として、地域的な共同活動を行い、会員相互の親睦と福祉の増進ならびに、事故災害の防止と地域の発展に資することを目的とする。

(2) 区域

緑区馬場1丁目、2丁目

緑区大字三室2710番地から2713番地

緑区大字三室2802番地から2804番地

緑区大字三室3717番地

緑区大字三室3032番地から3052番地

3 変更年月日

(1) 平成14年4月21日

(2) 平成16年4月29日

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係

(2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第783号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
20539号線	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎 1031 番 1 地先	前	0.91	62.28
	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎 1027 番地先			
	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎 1031 番 1 地先	後	4.00	62.28
	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎 1027 番地先			
20552号線	さいたま市見沼区大和田一丁目 1482 番 3 地先	前	2.73	84.92
	さいたま市見沼区大和田一丁目 1488 番 1 地先		4.01	
	さいたま市見沼区大和田一丁目 1482 番 3 地先	後	3.36	84.92
	さいたま市見沼区大和田一丁目 1488 番 1 地先		4.01	
20560号線	さいたま市見沼区大和田一丁目 1488 番 1 地先	前	4.00	60.18
	さいたま市見沼区大和田一丁目 1490 番 2 地先		4.01	
	さいたま市見沼区大和田一丁目 1488 番 1 地先	後	6.00	60.18
	さいたま市見沼区大和田一丁目 1490 番 2 地先			
20573号線	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田 107 番 2 地先	前	3.63	81.35
	さいたま市見沼区大字蓮沼字中田 362 番 2 地先		3.64	
	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田 107 番 2 地先	後	4.82	81.35
	さいたま市見沼区大字蓮沼字中田 362 番 2 地先		6.00	
20827号線	さいたま市見沼区大字東新井字新田 388 番 1 地先	前	1.85	133.66
	さいたま市見沼区大字東新井字新田 384 番 1 地先		2.96	
	さいたま市見沼区大字東新井字新田 388 番 1 地先	後	2.91	133.66
	さいたま市見沼区大字東新井字新田 384 番 1 地先		4.06	

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

20898号線	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田 67 番 2 地先	前	1.82	92.63
	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田 74 番 3 地先		4.00	
	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田 67 番 2 地先	後	2.91	92.63
	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田 74 番 3 地先		4.00	
3222号線	さいたま市岩槻区大字柏崎字九反田 654 番 3 地先	前	1.80	226.08
	さいたま市岩槻区大字柏崎字九反田 545 番 1 地先		3.92	
	さいたま市岩槻区大字柏崎字九反田 654 番 3 地先	後	6.01	226.08
	さいたま市岩槻区大字柏崎字九反田 545 番 1 地先		6.80	
イワ205号線	さいたま市岩槻区大字徳力字東 931 番 2 地先	前	5.78	34.50
	さいたま市岩槻区大字徳力字東 932 番地先		6.10	
	さいたま市岩槻区大字徳力字東 931 番 2 地先	後	9.09	34.50
	さいたま市岩槻区大字徳力字東 932 番地先		10.37	



さいたま市告示第784号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

路線名	区間	供用開始年月日
20539号線	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎 1031 番 1 地先	令和3年5月7日
	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎 1027 番地先	
20552号線	さいたま市見沼区大和田一丁目 1482 番 3 地先	令和3年5月7日
	さいたま市見沼区大和田一丁目 1488 番 1 地先	
20560号線	さいたま市見沼区大和田一丁目 1488 番 1 地先	令和3年5月7日
	さいたま市見沼区大和田一丁目 1490 番 2 地先	
20573号線	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田 107 番 2 地先	令和3年5月7日
	さいたま市見沼区大字蓮沼字中田 362 番 2 地先	
20827号線	さいたま市見沼区大字東新井字新田 388 番 1 地先	令和3年5月7日
	さいたま市見沼区大字東新井字新田 384 番 1 地先	
20898号線	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田 67 番 2 地先	令和3年5月7日
	さいたま市見沼区大字蓮沼字五反田 74 番 3 地先	
3222号線	さいたま市岩槻区大字柏崎字九反田 654 番 3 地先	令和3年5月7日
	さいたま市岩槻区大字柏崎字九反田 545 番 1 地先	
イワ205号線	さいたま市岩槻区大字徳力字東 931 番 2 地先	令和3年5月7日
	さいたま市岩槻区大字徳力字東 932 番地先	

## さいたま市告示第785号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した施設・事業所

#### (1) デイサービスセンター コンフォータブル・プラス南中丸

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸 675 番地
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社ウエルハウス
- エ 申請者住所 埼玉県川口市木曾呂 497 番地 12
- オ 代表者 代表取締役 岡本 則和
- カ 指定番号 1176518916
- キ 指定年月日 令和3年5月1日

#### (2) デイサービスセンター コンフォータブル・プラス南中丸

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸 675 番地
- イ 事業種別 交流型通所サービス
- ウ 申請者 株式会社ウエルハウス
- エ 申請者住所 埼玉県川口市木曾呂 497 番地 12
- オ 代表者 代表取締役 岡本 則和
- カ 指定番号 1176518916
- キ 指定年月日 令和3年5月1日

#### (3) デイサービスセンター コンフォータブル・プラス南中丸

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸 675 番地
- イ 事業種別 運動型通所サービス
- ウ 申請者 株式会社ウエルハウス
- エ 申請者住所 埼玉県川口市木曾呂 497 番地 12
- オ 代表者 代表取締役 岡本 則和
- カ 指定番号 1176518916
- キ 指定年月日 令和3年5月1日

#### (4) リハビリデイサービス銀齡アルク

- ア 事業所住所 埼玉県川口市安行領根岸 2957 ライオンズマンション川口根岸台 1F
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社さくらコーポレーション
- エ 申請者住所 埼玉県川口市芝中田 2 丁目 33 番 1 号
- オ 代表者 代表取締役 城後 貴行
- カ 指定番号 1170209330
- キ 指定年月日 令和3年5月1日

### 2 連絡先

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

（1）担当　さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

（2）電話　048（829）1265

さいたま市告示第786号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第46条第1項に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条第1項第1号及び第85条第1項第1号の規定により告示する。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) ケアプランオレンジ

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区木崎4丁目1番15号
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 申請者 株式会社ライフパートナーオレンジ
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区木崎4丁目1番15号
- オ 代表者 代表取締役 小林 京子
- カ 指定番号 1176518890
- キ 指定年月日 令和3年5月1日

(2) デイサービスセンター コンフォータブル・プラス南中丸

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸675番地
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社ウェルハウス
- エ 申請者住所 埼玉県川口市木曾呂497番地12
- オ 代表者 代表取締役 岡本 則和
- カ 指定番号 1176518916
- キ 指定年月日 令和3年5月1日

(3) ケアメディカル大宮若葉訪問介護事業所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸540番地
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 株式会社ケアメディカル
- エ 申請者住所 埼玉県春日部市東中野33-1
- オ 代表者 代表取締役 西谷 直浩
- カ 指定番号 1176518924
- キ 指定年月日 令和3年5月1日

(4) ケアメディカル大宮土呂訪問介護事業所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目79番地4
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 株式会社ケアメディカル
- エ 申請者住所 埼玉県春日部市東中野33-1
- オ 代表者 代表取締役 西谷 直浩
- カ 指定番号 1176518932
- キ 指定年月日 令和3年5月1日

(5) デイサービスセンターエクラシア南与野

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区栄和2丁目24番18号
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社ウェルオブ西部
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目3番9号 ツネビル1階
- オ 代表者 代表取締役 中内 史郎
- カ 指定番号 1176518940
- キ 指定年月日 令和3年5月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

**さいたま市告示第787号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
森 一将	施術所名称	レイス治療院 さいたま緑 ハコス・ケア さいたま	レイス治療院 さいたま緑 はり・きゅう・マッサージ みなが和	R02.12.14

**さいたま市告示第788号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり



指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
山形 伸次	-	株式会社 東京在宅サービス	東京都新宿区新宿1-5-4 YKBマイクガーデン201	R03.04.01
森 一将	-	はり・きゅう・マッサージ みなが和	さいたま市緑区東浦和3-13-25-103	R02.12.14

## さいたま市告示第789号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務

#### (2) 履行場所

さいたま市内外

#### (3) 業務概要

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度にさいたま市が実施した経済対策について、市内における経済効果を算出・調査するもの。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和3年12月28日まで

#### (5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は4,983,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「その他の検査・測定・調査」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

### 3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→

【プロポーザル方式】→【さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務 企画提案の募集について】

(2) 交付期間

本招請日から令和3年5月20日（木）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和3年5月20日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課  
担当 総務係 電話 048（829）1363

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）による郵送により受付期間必着とする。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和3年5月6日（木）から令和3年5月13日（木）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。

メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和3年5月14日（金）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→

【プロポーザル方式】→【さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務 企画提案の募集について】

【 務 企画提案の募集について】

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（7部）

イ 見積書

(2) 提出期間

本招請日から令和3年5月20日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務受託事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

(1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課総務係

電話 048(829)1363

FAX 048(829)1944

**さいたま市告示第790号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称  
針ヶ谷四丁目自治会
- 2 変更した事項  
代表者の氏名・住所及び主たる住所  
(省略)
- 3 変更年月日  
令和3年 4月18日

**さいたま市告示第791号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

**1 申請者**

- (1) 住所 さいたま市大宮区天沼町一丁目75番地
- (2) 氏名 東海商事株式会社 代表取締役 小林 正志

**2 位置指定道路の概要**

- (1) 道路の位置 さいたま市西区三橋五丁目1152番1
- (2) 指定の年月日 令和3年5月6日
- (3) 指定の番号 第北21-003号
- (4) 道路の幅員 4.50m
- (5) 道路の延長 17.71m

## さいたま市告示第792号

令和3年度さいたま市電気自動車（普通乗用）賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度さいたま市電気自動車（普通乗用）賃貸借契約

(2) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(3) 数量・特質等

ア 数量 3台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

車両登録日から60か月

(5) 車両登録期限

令和3年12月24日、令和4年2月10日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「自動車リース」で登載されている者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去10年間に電気自動車のメンテナンスリース長期継続契約（5年以上）に関する契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行していること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課  
電話 048（829）1324

(2) 交付期間

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

公告の日から令和2年5月24日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和3年6月1日（火）までに発送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

導入台数あたりの月額単価で行う。落札又は契約の相手方の決定に当たっては、入札書等に記載された金額をもって契約金額とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は、単価（月額）（税抜）を入札書等に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月24日（木）午前10時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 本庁舎地下1階 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所



ア 日時

令和3年6月24日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課  
電話 048（829）1323

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課  
電話 048（829）1324

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第793号

令和3年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務について、業務委託事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、次のとおり告示する。

令和3年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1. 募集概要

件名 令和3年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務  
履行期間 契約締結日から令和4年3月25日まで  
選定方法 企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する選考委員会を設置し、予め定めた選定基準に基づいて審査を行い、最優秀提案者を特定する。

2. 公募に関する情報

プロポーザル実施要項・業務委託要求事項 別紙のとおり

令和3年5月14日（金）17時 質問提出期限  
令和3年5月19日（水）頃 質問に対する回答  
令和3年5月26日（水）17時 応募書類提出期限  
令和3年6月 1日（火） 企画提案審査（プレゼンテーション）実施日  
令和3年6月 4日（金）頃 審査結果通知

この情報はさいたま市WEBサイト内でも公開しており、応募に必要な書類をダウンロードできる。

(<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p081257.html>)

連絡先

- (1) 担 当 さいたま市役所 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備課 拠点施設整備係
- (2) 電 話 048(646)3281
- (3) F A X 048(646)3292

さいたま市告示第794号

次のとおり所有者の判明しない動物を收容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年5月11日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

收容日	種類	收容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 5日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	キジ トラ	0～7 日齢	無	
5月 5日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	キジ トラ	0～7 日齢	無	
5月 5日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	キジ トラ	0～7 日齢	無	
5月 5日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	キジ トラ	0～7 日齢	無	
5月 5日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	茶トラ	0～7 日齢	無	
5月 5日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	茶トラ	0～7 日齢	無	
5月 5日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	茶トラ	0～7 日齢	無	
5月 6日	犬	西区水判土	雑種	メス	白茶	5～8歳	有	首輪 赤色布製 リード 青、赤の布製

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

**さいたま市告示第795号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、さいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合から、任期満了に伴う改選により、理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 就任した理事の氏名及び住所

（省略）

有限会社 大熊モータース さいたま市緑区大間木2丁目3番地2

代表取締役 大熊健二

**さいたま市告示第796号**

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第6条第5項及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）第3条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和3年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり（別紙省略） 49件

2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり（別紙省略） 63件

3 個人情報取扱事務廃止届出書

別紙のとおり（別紙省略） 43件

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

(2) 電話 048（829）1118

## さいたま市告示第797号

さいたま市防災アプリ作成業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市防災アプリ作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

本市では、これまで市ホームページやガイドブック等による平時の防災啓発、防災行政無線など各種媒体による災害時における情報提供を行ってきたが、それらの情報を普及の進んだスマートフォンのアプリケーションで1つにまとめることで、日頃から、市民がより多くの防災知識を習得することができるとともに、災害時には、「命を守るツール」として、避難情報や防災情報を迅速かつ正確に情報を受け取ることが可能となることから、情報を身近に、より多くの方へ伝達する手段として防災アプリの作成及び導入を行う。

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 予算の上限額

17,226,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「システム・プログラム開発」及び「システム保守」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 平成28年度から令和2年度までの5年間で、防災アプリの開発、構築又は作成及び当該保守（管理・運用含む。）の業務の受注実績（業務が完了したものに限る。）を有する者であること。

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、本件に参加していない者であること。

(5) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」とい

う。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 企画提案に係る実施要領等の交付

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/index.html>

#### (2) 交付期間

本告示日から令和3年5月21日（金）午後4時30分まで

### 4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加意思の表明手続及び参加資格確認審査（以下「確認審査」という。）を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

参加意思表明書 1部

#### (2) 提出期間

本告示日から令和3年5月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時30分まで）

#### (3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

担当 防災企画係 電話 048（829）1126

#### (4) 提出方法

持参

### 5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。

#### (1) 受付期間

令和3年5月11日（火）から令和3年5月21日（金）午後4時まで

#### (2) 受付先

ア 電子メールアドレス（詳細は実施要領による。）

[bosaika@city.saitama.lg.jp](mailto:bosaika@city.saitama.lg.jp)

イ 到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ。休日を除く受付期間内に到達確認を行うこと。

#### (3) 質問に対する回答予定日

令和3年5月28日（金）までに、質問及び回答を3(1)のホームページ上に、公表する。

6 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月28日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 原本1部、写し8部

イ 見積書

(2) 受付期間

令和3年6月3日（木）から令和3年6月4日（金）まで（午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションを実施した場合において、プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市防災アプリ作成業務受託事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

電話 048(829)1126 FAX 048(829)1978

10 その他

(1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。



さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 詳細は、実施要領による。

**さいたま市告示第798号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

大野島自治会

2 変更した事項

(1) 主たる事務所 （省略）

(2) 代表者の氏名及び住所 （省略）

3 変更年月日

令和3年4月1日

## さいたま市告示第799号

さいたま市立学校給食センター学校給食配送業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立学校給食センター学校給食配送業務

#### (2) 履行場所

さいたま市立学校給食センター、さいたま市立三橋小学校及びさいたま市立尾間木小学校

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「学校給食運送」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本業務について、仕様書及び特記仕様書の内容を遵守し確実に行うことができる者であること。

(7) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所3階305会議室 さいたま市教育委員会事務局学校教育課健康教育課

担当 学校給食センター 電話 048(854)3179

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月4日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月16日（水）午前9時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課  
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(8) 業務を担当する課

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市教育委員会事務局学校教育課健康教育課  
電話 048(854)3179 FAX 048(852)3960

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課健康教育課学校給食センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第800号

さいたま市の発注する「館岩少年自然の家法面改修工事」ほか9件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

### 3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。



#### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
  - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
  - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
  - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
  - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
  - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
  - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
  - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
  - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
  - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
  - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
  - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
  - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
  - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

## 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

## 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5371-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	館岩少年自然の家法面改修工事								
工事場所	福島県南会津郡南会津町宮里字向山内地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年9月30日まで								
概要	延長 右岸 40m 左岸 50m 伐木工 89本 掘削 180 m <sup>3</sup> 法面整形 660 m <sup>2</sup> 植生基材吹付工 620 m <sup>2</sup> ふとんかご 38m じゃかご 90m 落石防止網設置工 136 m <sup>2</sup>								
予定価格（税込）	14,366,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月18日（火）午前9時から 令和3年5月20日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月21日（金）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月25日（火）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級、A級、B級又はC級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内又は福島県内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	土木工事業S級、A級又はB級については、(1)の要件を、土木工事業C級については、(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 (2) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月20日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-7								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	下落合小学校外2校シュート板改修工事								
工事場所	さいたま市中央区上落合1丁目7番33号外								
履行期間	契約確定の日から令和3年9月24日まで								
概要	小学校のシュート板改修（撤去・新設）工事 【撤去シュート板】（下落合小学校）RC造 幅8.01m×高さ1.0m（与野西北小学校）RC造 幅9.1m 基礎のみ（鈴谷小学校）RC造 幅7.6m×高さ0.62m 【新設シュート板】（下落合小学校、与野西北小学校及び鈴谷小学校）RC造 幅8.0m×高さ3.0m								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月18日（火）午前9時から 令和3年5月20日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月21日（金）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月25日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月20日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	岸町小学校外3校シュート板改修工事								
工事場所	さいたま市浦和区岸町5丁目20番4号外								
履行期間	契約確定の日から令和3年9月24日まで								
概要	小学校のシュート板改修工事 【撤去シュート板】（岸町小学校）幅7.2m×高さ1.1m（辻小学校）幅7.2m×高さ0.8m（大久保東小学校）幅7.2m×高さ1.0m（大久保小学校）幅7.3m×高さ0.8m 【新設シュート板】（岸町小学校、辻小学校及び大久保東小学校）幅8.0m×高さ3.0m								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月18日（火）午前9時から 令和3年5月20日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月21日（金）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月25日（火）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月20日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大砂土小学校外1校ブロック塀改修工事								
工事場所	さいたま市北区本郷町1番地外								
履行期間	契約確定の日から令和3年9月24日まで								
概要	小学校のブロック塀改修工事（大砂土小学校）メッシュフェンス H=2.0m 約8.6m、H=1.8m 約40.4m、H=1.5m 約49.0m（七里小学校）目隠しフェンス H=1.8m 約68.4m								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月18日（火）午前9時から 令和3年5月20日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月21日（金）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月25日（火）午後2時20分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月20日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	田島小学校外2校シュート板改修工事								
工事場所	さいたま市桜区田島10丁目12番1号外								
履行期間	契約確定の日から令和3年9月24日まで								
概要	小学校のシュート板改修工事 【撤去シュート板】（田島小学校）幅7.25m×高さ0.8m（新開小学校）幅8.0m×高さ1.35m（栄和小学校）幅8.0m×高さ1.2m 【新設シュート板】（田島小学校、新開小学校及び栄和小学校）幅8.0m×高さ3.0m								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月18日（火）午前9時から 令和3年5月20日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月21日（金）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月25日（火）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月20日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								



さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-3								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	美園中学校外1校ブロック塀等改修工事								
工事場所	さいたま市緑区大字大崎2550番地3外								
履行期間	契約確定の日から令和3年9月24日まで								
概要	【ブロック塀改修工事】（美園中学校）ネットフェンス H=1.8m 約91m（白幡中学校）コンクリートブロック塀 H=1.0m 約27m 【シュート板撤去】（美園中学校）RC造 H=1.35m 約10m								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月20日（木）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月25日（火）午前9時から 令和3年5月26日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月27日（木）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月19日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月24日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-4								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	三室小学校外2校シュート板改修工事								
工事場所	さいたま市緑区大字三室1994番地外								
履行期間	契約確定の日から令和3年9月24日まで								
概要	小学校のシュート板改修工事 【撤去シュート板】（三室小学校）幅約8.8m×高さ約1.0m（大門小学校）幅約7.2m×高さ約0.9m（大牧小学校）幅約7.2m×高さ約0.7m 【新設シュート板】（三室小学校）幅8.8m×高さ3.0m（大門小学校及び大牧小学校）幅8.0m×高さ3.0m								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月20日（木）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月25日（火）午前9時から 令和3年5月26日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月27日（木）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級又はB級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月19日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月24日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-5								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	土合小学校外2校ブロック塀改修工事								
工事場所	さいたま市桜区西堀7丁目21番1号外								
履行期間	契約確定の日から令和3年9月17日まで								
概要	小学校のブロック塀改修工事（土合小学校）目隠しフェンス H=2.5m 約27m、目隠しフェンス H=1.9m 約7m、メッシュフェンス H=1.9m 約16m（中島小学校）メッシュフェンス H=2.8m 約38m（上小小学校）メッシュフェンス H=1.3m 約10m								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月20日（木）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月25日（火）午前9時から 令和3年5月26日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月27日（木）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級、B級又はC級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月19日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月24日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。</li> <li>・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</li> </ul>								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3688-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	（仮称）新清掃事務所建設（外構）工事								
工事場所	さいたま市緑区大字大崎317番地								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月24日まで								
概要	外構工事 構内舗装工事一式 屋外排水工事一式 囲障工事一式 植栽工事一式 駐輪場新設工事一式 案内板新設工事一式 各種設備基礎新設工事一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月25日（火）午前9時から 令和3年5月27日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月28日（金）午前9時から 令和3年5月31日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年6月1日（火）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局施設部環境施設管理課 電話 048-829-1343								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4256-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	東新井ポンプ場汚水ポンプ増設電気設備工事（下維-R3-P11）								
工事場所	さいたま市見沼区大字東新井地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月21日まで								
概要	汚水ポンプ増設に伴う電気設備工事一式								
予定価格（税込）	53,669,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月25日（火）午前9時から 令和3年5月27日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月28日（金）午前9時から 令和3年5月31日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年6月1日（火）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から							
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	-								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局下水道部下水道維持管理課 電話 048-829-1561								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

## さいたま市告示第801号

さいたま市の発注する「下水道事業実施設計業務（南建-R3-152）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

## 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

#### 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。  
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。



## 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4487-4						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業実施設計業務（南建-R3-152）						
業務場所	さいたま市緑区芝原3丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和3年12月28日まで						
概要	基本設計 分流式（雨水のみ）一式 実施設計 推進工法（中大口径）270m 測量業務 現地測量 0.003 km <sup>2</sup>						
予定価格（税込）	18,326,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年5月18日（火）午前9時から 令和3年5月20日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年5月21日（金）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月25日（火）午後1時30分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が2人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から					
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年5月20日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4487-3						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業実施設計業務（南建-R3-151）						
業務場所	さいたま市緑区宮本2丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和3年12月28日まで						
概要	基本設計 分流式（雨水のみ）一式 実施設計 開削工法（内径1200mm以上） 370m 測量業務 現地測量 0.004 km <sup>2</sup>						
予定価格（税込）	14,267,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年5月18日（火）午前9時から 令和3年5月20日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年5月21日（金）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月25日（火）午後1時40分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道/下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が1人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から					
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年5月20日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-2953-2						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	（仮称）新開共同集会所建設工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市桜区新開2丁目168番2、169番2						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月10日まで						
概要	自治会館 延べ面積 243.00 m <sup>2</sup> S造 平屋建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	事後公表						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年5月18日（火）午前9時から 令和3年5月20日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年5月21日（金）午前9時から 令和3年5月24日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月25日（火）午後2時40分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年5月10日（月）から					
	質問受付期間	令和3年5月10日（月）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年5月20日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局施設部環境施設管理課 電話 048-829-1343						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

**さいたま市告示第802号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区東宮下一丁目91番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年8月21日

第開 - N2020060号

4 検査済証番号

令和3年5月7日

第完 - N2020060号

**さいたま市告示第803号**

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和3年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類  
別紙のとおり（別紙省略）

**さいたま市告示第804号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

大谷第四自治会

2 変更した事項

(1) 代表者 （省略）

(2) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和3年4月11日

**さいたま市告示第805号**

さいたま市敬老マッサージ・はり・きゅう施術料補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人



さいたま市敬老マッサージ・はり・きゅう施術料補助要綱の一部を改正する告示

さいたま市敬老マッサージ・はり・きゅう施術料補助要綱（平成13年さいたま市告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第2号（第10条関係） 敬老マッサージ・はり・きゅう施術者登録申請書 [略] [略] 添付書類 1～3 [略] 4 あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう）出張業務開始（休止・廃止・再開）届の写し（ <u>出張</u> のみの場合に添付してください。） 5 [略]	様式第2号（第10条関係） 敬老マッサージ・はり・きゅう施術者登録申請書 [略] [略] 添付書類 1～3 [略] 4 あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう）出張業務開始（休止・廃止・再開）届の写し（ <u>施術</u> 所のみの場合は不要です。） 5 [略]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

**さいたま市告示第806号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市南区大字大谷口字明花2029番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
さいたま市南区大字大谷口5685番地103号室  
株式会社みのり 代表取締役 高橋 リサ子
- 3 許可番号  
令和3年4月21日  
第 変 - S 2 0 2 0 0 6 2 号
- 4 検査済証番号  
令和3年5月10日  
第 完 - S 2 0 2 0 0 6 2 号

**さいたま市告示第807号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」について、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

高木北貝戸自治会

2 変更した事項

(1) 主たる事務所（省略）

(2) 代表者の氏名及び住所（省略）

3 変更年月日

令和3年4月13日

## さいたま市告示第808号

さいたま市大型フラッグ広告を活用した市誕生20周年PR業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市大型フラッグ広告を活用した市誕生20周年PR業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和3年11月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」の受注希望業務「企画・運営」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室シティセールス推進課  
担当 推進係 電話 048(829)1034

#### (2) 交付期間

告示の日から令和3年5月31日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月3日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月11日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月11日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014   FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市市長公室シティセールス推進課

電話 048(829)1034   FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市長公室シティセールス推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第809号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年5月18日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年5月12日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 10日	猫	岩槻区馬込	雑種	メス	キジ白	5～8歳	無	左耳Vカットあり
5月 11日	犬	見沼区深作	シュナウ ザー系 雑種	オス	白	3～6歳	有	首輪：黄色布製 リード：水色布製 服：赤色チェック柄

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

**さいたま市告示第810号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年5月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字三室字西宿1399番1、1399番12、1399番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市西富田762番地1

ケイアイスター不動産株式会社 代表取締役 埴 圭二

3 許可番号

令和3年4月8日

第 変 - S 2 0 2 0 0 7 9 号

4 検査済証番号

令和3年5月11日

第 完 - S 2 0 2 0 0 7 9 号



## さいたま市告示第811号

協働学習用ソフトウェア賃貸借（R3～児童生徒増加分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

協働学習用ソフトウェア賃貸借（R3～児童生徒増加分）

(2) 借入場所

さいたま市立高砂小学校外163校

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に、種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「レンタル・リース」内の「OA機器リース等」若しくは「レンタル・リースその他」の資格を有すると認められた者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課  
担当 研究推進・振興係 電話 048（829）1659

(2) 交付期間

公告の日から令和3年6月16日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

- (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
  - (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和3年6月23日（水）午前9時から午後5時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法  
単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札参加資格の確認
    - ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
    - イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
  - (3) 入札回数等
    - ア 再度入札は、1回までとする。
    - イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
  - (4) 独占禁止法関係法令の遵守

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月30日（水）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(6) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月30日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(5)イに同じ

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(11) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課

電話 048(829)1659 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 入札参加者は、入札後、本告示等についての不明を理由として、異議を申し立てることはでき

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

ない。

- (2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第812号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区西大宮二丁目20番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目2番22号

株式会社 アーネストワン 代表取締役 松林 重行

3 許可番号

令和3年4月20日

第変-N2020138号

4 検査済証番号

令和3年5月12日

第完-N2020138号

**さいたま市告示第813号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市岩槻区大字釣上字神明島298番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和2年4月21日  
第開-N2019161号
- 4 検査済証番号  
令和3年5月12日  
第完-N2019161号

**さいたま市告示第814号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字高曾根字中曾根1037番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年10月14日

第開 - N2020079号

4 検査済証番号

令和3年5月12日

第完 - N2020079号

## さいたま市告示第815号

支援車Ⅲ型（人員輸送車）の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

支援車Ⅲ型（人員輸送車） 1台

#### (2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局

#### (3) 特質等

入札説明書のとおり

#### (4) 納入期限

令和4年3月4日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「輸送機器」内の営業種目「特殊車」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話048（829）1181

#### (2) 交付期間



告示の日から令和3年5月26日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月2日（水）及び令和3年6月3日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月14日（月）午後2時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部警防課  
電話 048(833)7394 FAX 048(833)7201

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第816号

高度探査装置（電磁波探査装置）の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

高度探査装置（電磁波探査装置） 2式

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和4年1月20日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「消防用品」で登録され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月26日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月2日（水）及び令和3年6月3日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月14日（月）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部警防課  
電話 048(833)7394 FAX 048(833)7201

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第817号

さいたま市中央消防署 鋼製什器 一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市中央消防署 鋼製什器 一式

(2) 納入場所

さいたま市中央区下落合4-13-10 さいたま市中央消防署（新庁舎）

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和3年9月10日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」で掲載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月26日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月2日（水）及び令和3年6月3日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月14日（月）午後3時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課

電話 048(833)7938 FAX 048(833)7641

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。



## さいたま市告示第818号

活動服上衣（男性） 外20件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

活動服上衣（男性） 外20件

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課外

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和3年10月29日及び令和3年12月24日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「繊維品」内の営業種目「被服」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「消防用品」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月26日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月2日（水）及び令和3年6月3日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月14日（月）午後3時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課  
電話 048(833)7938 FAX 048(833)7641

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第819号

アルファ米（きのこ等具材入り）外1件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

アルファ米（きのこ等具材入り） 外1件

(2) 納入場所

さいたま市西区西大宮1-49-6 さいたま市立指扇小学校外58箇所

(3) 数量

ア アルファ米（きのこ等具材入り） 1,638箱

イ アルファ米（白粥） 333箱

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 納入期限

令和3年12月17日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「農・林・水産物」内の営業種目「食料品」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「災害対策品」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月4日（金）及び令和3年6月7日（月）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月16日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課  
電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第820号

災害用ビスケットの購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

災害用ビスケット

(2) 納入場所

さいたま市西区西大宮2-13-1 さいたま市立指扇公民館外136箇所

(3) 数量

1, 108箱

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 納入期限

令和4年2月25日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「農・林・水産物」内の営業種目「食料品」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「災害対策品」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

## さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

### (2) 交付期間

告示の日から令和3年5月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

### (3) 交付費用

無償

## 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

### (2) 受付期間

3(2)に同じ

### (3) 受付場所

3(1)に同じ

### (4) 提出方法

持参

## 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

3(1)に同じ

### (2) 交付日時

令和3年6月4日（金）及び令和3年6月7日（月）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

## 6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する



金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月16日（水）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課  
電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第821号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3049 （省略）

さいたま市告示第822号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年5月18日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 12日	犬	緑区中尾	ビーグル	オス	茶黒白	5～8歳	有	首輪：赤色革製

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

**さいたま市告示第823号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

(1) 住所

ア （省略）

イ （省略）

ウ （省略）

(2) 氏名

ア （省略）

イ （省略）

ウ （省略）

2 道路廃止の概要

(1) 道路の位置 さいたま市中央区新中里三丁目331番2の一部、331番4の一部

(2) 廃止の年月日 令和3年5月14日

(3) 廃止の番号 第南廃21-001号

(4) 道路の幅員 4.00m

(5) 道路の延長 10.00m

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

**さいたま市告示第824号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
株式会社オレンジプラネット	Kids Duo International 武蔵浦和	さいたま市南区 白幡5-3-21	令和3年4月1日	認可外保育施設	—
株式会社学研スタディオ	ビーンズ インターナショナル プリスクール 東大宮校	さいたま市見沼区 東大宮5-32-10 2階・3階	令和3年4月1日	認可外保育施設	—
堀尾 恵美香	堀尾 恵美香	(省略)	令和3年4月1日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

さいたま市告示一覧（令和3年5月1日から同月15日まで）

**さいたま市告示第825号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
松田 美穂子	聖香保育室	さいたま市見沼区 小深作176	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
佐藤 真弓	佐藤 真弓	(省略)	令和3年4月8日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
濱田 園子	濱田 園子	(省略)	令和2年6月30日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—



**さいたま市告示第826号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業143街区9-1画地、9-4画地、9-5画地、9-8画地、9-9画地、9-10画地、9-11画地、9-12画地、9-13画地、9-14画地、9-15画地、9-16画地、9-17画地、9-18画地、9-19画地、9-20画地、9-21画地、9-22画地、9-23画地、9-24画地、9-25画地、9-26画地、9-27画地、9-28画地、9-29画地、9-30画地（うち第二工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区大成町一丁目76番地3

株式会社エスコンホーム 代表取締役 熊木 徹

3 許可番号

令和2年12月22日

第 変 3 S 2 0 1 9 0 6 2 号

4 検査済証番号

令和3年5月13日

第 完 2 S 2 0 1 9 0 6 2 号

## さいたま市告示第827号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

### 2 保管開始年月日

令和3年 5月 7日

### 3 保管場所及び放置箇所

#### (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

#### (2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

#### (3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

#### (4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

### 4 保管自転車

別紙のとおり

### 5 保管台数

計 87台

### 6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/26	東浦和駅	埼玉県警18-8184700	STQGA31640		
2021/04/26	南浦和駅東口	赤羽G-27142	A20AH42094		
2021/04/26	南浦和駅東口	埼玉県警20-204830851	GG0H42952		
2021/04/26	南浦和駅西口	埼玉県警12-2091693	S1D26432		
2021/04/26	南浦和駅西口	埼玉県警13-3172626	S2A33176		
2021/04/26	武蔵浦和駅	埼玉県警10-0477719	AS100520015		
2021/04/30	東浦和駅	埼玉県警14-4548234	B4E12839		
2021/04/30	東浦和駅	埼玉県警14-4246464	A14AB68025		
2021/04/30	南浦和駅西口	埼玉県警18-8440637	GZ8A09088		
2021/04/30	南浦和駅西口	埼玉県警17-7448309	S6L116727		
2021/04/30	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4229261	A14AB95680		
2021/05/06	東浦和駅	埼玉県警20-201607221	F191089817		
2021/05/06	東浦和駅	埼玉県警19-192089573	254C0489N		
2021/05/06	東浦和駅	泉0127053	F71C14902		
2021/05/06	南浦和駅東口	埼玉県警12-2512953	SX11082918		
2021/05/06	南浦和駅西口	埼玉県警10-0471701	P02P24908		
2021/05/06	南浦和駅西口	埼玉県警18-8300949	A18AB72920		
2021/05/06	南浦和駅西口	警視庁野方D04474	B6E71289		
2021/05/06	西浦和駅	不明	K170200953		
2021/05/07	南浦和駅東口	埼玉県警20-200286006	A19AC27652		
2021/05/07	南浦和駅東口	埼玉県警09-9617205	B9B27510		
2021/05/07	南浦和駅西口	埼玉県警20-204275343	B9L67328		
2021/05/07	武蔵浦和駅	兵庫県警900E756253	SNF009415		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/26	東大宮駅東口	埼玉県警18-8392970	F88BY4136		
2021/04/27	大宮駅西口	埼玉県警18-8377001	SSF005016		
2021/04/27	東大宮駅東口	埼玉県警20-202616216	F20209972		
2021/04/27	東大宮駅東口	埼玉県警14-4566985	A14AC88851		
2021/04/27	東大宮駅東口	埼玉県警18-8530544	S7I122918		
2021/04/30	大宮駅東口	埼玉県警13-3392626	A13AH55009		
2021/04/30	大宮駅東口	埼玉県警16-6147153	V160108916		
2021/04/30	大宮駅東口	埼玉県警16-6216633	K150706284		
2021/04/30	大宮駅西口	埼玉県警20-202607926	GGI71214		
2021/04/30	宮原駅西口	千葉県警ホ-134929	011515062		
2021/04/30	東大宮駅西口	不明	GGOK56286		
2021/04/30	新都心駅東口	中原24-0270283	K0E01958		
2021/05/06	大宮駅東口	埼玉県警20-200184041	STSJY05879		
2021/05/06	大宮駅西口	不明	S2K33796		
2021/05/06	大宮駅西口	埼玉県警16-6148089	SPL047461		
2021/05/06	大宮駅西口	警視庁G-82994	STSKY24005		
2021/05/06	宮原駅東口	埼玉県警20-203903103	SUG312964		
2021/05/06	東大宮駅西口	埼玉県警17-7392412	S7G202441		
2021/05/06	北大宮駅	埼玉県警18-8183407	GZ7I06012		
2021/05/06	北大宮駅	不明	T3CCG669		
2021/05/06	新都心駅東口	埼玉県警18-8183183	S7K035327		
2021/05/07	大宮駅東口	埼玉県警21-211699043	STTCF31762		
2021/05/07	大宮駅東口	不明	K00520573		
2021/05/07	大宮駅西口	埼玉県警16-6095596	STMAA05442		
2021/05/07	大宮駅西口	埼玉県警16-6319577	S6E053285		
2021/05/07	東大宮駅西口	埼玉県警18-8197756	A17AEY0367		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/05/07	東大宮駅西口	埼玉県警21-211389680	H6G16960		
2021/05/07	東大宮駅西口	埼玉県警16-6176570	T16BF560		
2021/05/07	指扇駅	埼玉県警11-1044708	B7B12166		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/26	浦和駅東口	不明	4C07380		
2021/04/26	浦和駅西口	不明	E4020882		
2021/04/26	北浦和駅東口	不明	R41101859		
2021/04/26	北浦和駅東口	静岡県警J-3782108	SUI310271		
2021/04/26	北浦和駅西口	埼玉県警19-194098189	S9WI00695		
2021/04/26	新都心駅西口	埼玉県警21-210188592	SVUI03781		
2021/04/26	北与野駅	埼玉県警11-1150662	D10111327		
2021/04/27	浦和駅西口	埼玉県警19-193290736	PM40485056		
2021/04/27	中浦和駅	埼玉県警20-201959799	C3ED8557		
2021/04/27	北与野駅	埼玉県警09-9553427	IC9A0321B		
2021/04/30	浦和駅東口	高島平D-75167	JJ18100283		
2021/04/30	浦和駅西口	埼玉県警15-5482300	F150788722		
2021/04/30	北浦和駅東口	埼玉県警17-7459508	H7G52634		
2021/04/30	北浦和駅東口	埼玉県警18-8286769	G8A04249		
2021/04/30	北浦和駅西口	埼玉県警14-4068000	A14AB46819		
2021/04/30	与野駅西口	埼玉県警18-8096240	BD180227145		
2021/04/30	北与野駅	埼玉県警16-6088021	RT5C05774		
2021/05/06	北浦和駅西口	埼玉県警20-201430356	A18PK10841		
2021/05/06	北浦和駅西口	埼玉県警15-5591183	SPH051500		
2021/05/06	中浦和駅	埼玉県警17-7014547	B6E82065		
2021/05/06	与野本町駅	埼玉県警20-202668712	TY190402185		
2021/05/07	北浦和駅東口	埼玉県警13-3064450	B3A20187		
2021/05/07	北浦和駅東口	不明	A14AC49284		
2021/05/07	北浦和駅西口	埼玉県警18-8014123	7YD3607		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/26	岩槻駅	埼玉県警20-200224612	SNTL02344		
2021/04/26	岩槻駅	埼玉県警12-2125777	SZ11041557		
2021/04/30	岩槻駅	埼玉県警17-7050699	S6L017398		
2021/04/30	岩槻駅	不明	CS60405509		
2021/05/06	岩槻駅	埼玉県警18-8477239	V180702978		
2021/05/06	岩槻駅	埼玉県警13-3415972	SVNB05159		
2021/05/06	岩槻駅	不明	F130901067		
2021/05/06	岩槻駅	不明	F120603266		
2021/05/06	東岩槻駅	埼玉県警01-1015977	Y0330239		
2021/05/07	岩槻駅	不明	A15AB81484		
2021/05/07	岩槻駅	埼玉県警03-335550?	S3A76646		

合計: 87台

**さいたま市告示第828号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305



**さいたま市告示第829号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第830号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第831号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第832号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第833号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第834号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和3年5月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305